

環境省見解（概要）

「諫早湾干拓事業環境影響評価レビューのフォローアップ報告書」 に対する環境省の見解について（概要）

1. 調整池水質

調整池の水質について、当初目標が達成されておらず、実施可能な対策を早急にかつ確実に実施するなど以下を実施する必要がある。

- (1) 早期の水質保全目標達成のため、九州農政局が主体的に関係機関と連携し、環境保全型農業の実施や各種排水対策など水質保全対策の着実な実施と強化
- (2) 着実に実施する体制の下、水質モニタリングを継続し、その結果を踏まえて水質保全対策効果や水質予測の検証を行い、必要に応じて予測の見直しや追加対策を実施し、早期に水質保全目標を達成

2. 諫早湾の海域水質及び水生生物等

事業による諫早湾等への影響について、調整池の排出水が諫早湾に与える影響が十分に解明されておらず、引き続きモニタリング等を行うなど以下を実施する必要がある。

- (1) 諫早湾の水質予測等を行うにあたっては、排出水の負荷量（排出水水質、排出量等）について調査し、それらをもとに検討すること。
- (2) 底層の溶存酸素データの統計的検証などにより貧酸素化が進行していないか評価するとともに、底質や底生生物の変化と底層溶存酸素の変化の相互の関係も考慮して底層環境の変化について評価すること。
- (3) 引き続き環境監視を実施し、必要に応じて対策の検討をすること。

3. 鳥類

鳥類の種構成に関しては、諫早湾区域及び有明海のその他の区域において未だ変化の過程にあると考えられ、諫早湾だけでなく有明海内の筑後川区域を含む主要干潟において引き続きモニタリングを行うこと。

4. 干潟の再生について

潮受堤防前面の干潟再生について、自然的な再生傾向を示していることから、今後も継続して調査し、再生見込みを検証すること。

5. 本報告書フォローアップ

5年以内に本報告書のフォローアップを行うこと。それを踏まえ、必要に応じて対策を講じること。

6. 専門家の意見聴取、公表等

調査、対策等の検討・実施は、専門家の意見を聞きつつ行い、その状況や結果については随時公表することに努めること。